

2011年 月 日

殿

統一要求書

全国生協労働組合連合会

中央執行委員長 桑田 富夫 印

単組名	
代表者名	印

生協運動の発展と生協で働く労働者の生活を守るため、尽力されている貴理事会（貴社）に心からの敬意を表します。

全国生協労働組合連合会（生協労連）は、2011年春闘にあたり、「すべての労働者の賃上げ、雇用とくらしの安定で外需依存から内需の拡大へ 最賃1,000円の実現で景気の回復を 労使の共同で生協の展望と職場の未来（あす）を創り出そう すべての働く人にディーセント・ワークの実現を」を掲げ、全国の生協（企業）への要請をはじめ、さまざまなとりくみをすすめています。趣旨をご理解いただき、真摯な対応をお願いするものです。

記

1．労働者、国民の生活は長引くデフレと急激な円高の影響などで厳しさを増し、「貧困と格差」がますます拡大しています。労働者の賃金は、1997年をピークに下がりつづけるとともに、非正規雇用は拡大の一途をたどっています。新卒者の内定率は、2003年の「超氷河期」を上回る最悪の状況となっています。

2011年春闘は何よりもすべての労働者の賃上げと雇用確保、安定のために全力をつくす春闘となります。とりわけ、景気回復のためにも有効な最低賃金1,000円の実現と最賃全国一律最賃制度の確立、パート法の実効ある改正と均等待遇の実現、社会保障制度の改善・充実、消費税増税反対のとりくみを職場、地域から展開する決意です。

2．外需依存から内需拡大の日本の経済に転換し、国民の懐をうるおさない限り、労働者・国民のくらしの改善はありません。そのことが当面の生協の事業的展望をつくりだすことに直結しています。労働者の賃金減少がつづくなか、大企業（資本金10億円以上）は、「空前のカネあまり」の状況となっています。2009年、大企業は給与総額を9兆円も減少させる一方で、内部留保を233兆円から244兆円に拡大させ、今すぐ使える手元資金も52兆円に膨張させました。上場企業は株主配当を回復させ、2010年4～9月期の中間配当は前年同期比18%増の2兆円強に上っています。大企業はこうした内部留保と利益を賃上げや非正規雇用の正規化などによって労働者と社会に還元し、内需を拡大する先頭に立つべきです。2011年春闘は大企業の社会的責任を徹底して求め、それを果たさせるとりくみをすすめていきます。

3．今、生協の職場は、低下しつづける収入、心と健康の疲労度の拡大、モノの言えない職場環境、そして日々努力しても改善されない経営状況などによって疲労困憊し、労働者が生協で働くことの意味や展望を失いかけている事態も広がっています。各単組や事業連合がすすめている中計作り及び日本生協連が呼びかけている「日本の生協の2020年ビジョン」の論議とも呼応させながら、働きつづけられる条件整備とその展望をいかに見出していくのが2011年春闘での大きな課題となっています。

4．いまや「持続可能な社会（世界）」づくりは国や団体を超えての共通の課題となっています。今年、核兵器廃絶に向けた5年に一度の会議であるNPT再検討会議が開催されました。その成果を引き継ぎ、核兵器廃絶条約締結のための具体的な協議の開始を核保有国に働きかけをいっそう重視していく必要があります。また、菅内閣はTPP交渉への参加を決めました。農産物の自給率が14%と予測されるなど、国内の第1次産業への影響はもとより、雇用問題含め労働者にも大きな影響が懸念されています。TPPへの参加に反対するとともに、日本の農業を守るとりくみ、さらにはCO2削減など地球温暖化対策などへのとりくみをさらに強化していく決意です。

1. 民主的な労使関係の確立と生協労連ミニマムの実現を

- (1) 当該単組の回答指定日を遵守すること（生協労連の統一回答指定日は3月16日です）。
- (2) 当該単組の要求趣旨を理解し、誠実に回答すること。生協理事会として、情報開示および説明責任を果たすこと。
- (3) 事業所の閉鎖・縮小、人員削減などの雇用問題の発生にたいしては、労働組合との事前協議・事前合意の協定を締結し、団体交渉で決すること。
- (4) 賃金・人事制度の変更は、労使での協議・交渉を尽くし、労使合意のもとに実施すること。成果・業績賃金制度については労働者と職場に弊害が多いということからやめること。
- (5) 生協（会社）内最低賃金を時間額1,000円以上とすること。出来ない場合は、そのための計画と道筋を提示すること。
- (6) 時間額700円未満の単協は、少なくとも700円以上とし、協定を締結すること。
- (7) 労災上積み保障制度を確立し、遺族補償は1,000万円以上とすること。

2. 労働に関するコンプライアンス経営の推進と徹底を

- (1) 労働組合にたいし、労働組合法第7条の定めにある「団体交渉の拒否」・「支配介入」などの「不当労働行為」をいっさい行わないこと。
- (2) 不払い（サービス）労働を根絶すること。不払い（サービス）労働の実態と経営責任を明らかにし、不払い労働根絶の対策と労働時間管理の改善を、ただちに実施すること。「名ばかり管理職」を一掃すること。
- (3) 労働安全衛生委員会の設置と活動推進を労働組合と協力して徹底・強化すること。パワーハラスメントの一掃、メンタルヘルスケア対策も強化すること。
- (4) 不払い労働、労働時間管理、労働安全衛生などについて労働基準監督署の指導・勧告があった場合、その内容を直ちに労働組合と職場に情報公開すること。指導・勧告に従い誠実に実行すること。
- (5) 労働基準法や労働安全衛生法などの法改正や、厚生労働省の通達や指針にもとづいての改善をすすめること。管理職層にたいしての学習・教育を推進するとともに、業務指示を徹底すること。
- (6) 委託（請負）・派遣の導入・拡大については、労働組合との協議・交渉をすすめ、一方的にすすめないこと。偽装請負、違法派遣などの発生がないよう契約内容の点検、管理の強化をはかること。委託元となっている場合は、委託労働者の生活と労働条件を確保する立場から、委託料についてはこれ以上の引き下げを行わないこと、委託料について、委託先の労働者の賃金・労働条件、労働基準法が守られるものにすること。経営が厳しいからと安易に入札方式で、これ以上の委託料の引き下げを行わないこと。コースの変更など委託先からの要請については、誠意を持って対応すること。組合員へのサービスを提供するために、情報などについては共有化すること。委託先で労働組合が結成された場合には、労働組合を認め、必要に応じて交渉に応じること。

3. 男女共同参画社会・均等待遇の実現に向けて

- (1) 「改正」パート法にもとづき、パートなど非正規労働者と正規労働者との均等待遇の実現に向けた考え方を提示し、労使合意のもとに具体化・計画化をすすめること。とりわ

け、正規職員への登用制度の導入、「職務内容」が同じパートタイム労働者の均等待遇の実現、特別休暇（慶弔、生理休暇制度）や福利厚生制度の均等待遇、教育訓練の充実、の4点を重点として具体化すること。

- (2) 改正労働基準法、改正育児・介護休業法などについて徹底すること。
- (3) 労働組合と協力して、仕事とくらしの両立できる働き方と環境の改善をめざし、男女共同参画基本法にもとづく生協（会社）のポジティブアクションづくりをすすめること。
- (4) 正規・非正規を問わず、男女共同参画、均等待遇の実現の立場から、次世代育成支援対策推進法にもとづく計画執行の点検と推進をはかること（2011年4月から101人以上の企業に義務化）、正規女性比率を高め、当面20%以上をめざすこと。

4. 「生協（会社）改革」をすすめる労使での論議・取り組みの推進を

- (1) 2010年度の事業と経営の進捗と到達点、年度末決算の見通しと年度総括の重点について
- (2) 2011年度の方針の重点と予算づくりの骨格に関して（大きな投資や事業の統廃合など、重大な課題については、労働組合と協議を尽くすこと。事業や事業所の統廃合による雇用問題については説明責任を果たすとともに、雇用の確保に全力を尽くすこと。）
- (3) 生協の組織および事業・経営の中期的計画もしくは見通しについて。とくに以下の課題についての方向性と対応について。
 - 新たな事業と投資計画、事業所の統廃合
 - C S R（企業の社会的責任）とコンプライアンス経営の確立
 - 退職給付会計・減損会計など会計システムの改善
 - 適格年金の廃止への対応と退職金制度の見直し
 - 賃金・人事制度や教育制度改革の計画
 - 生協（会社）の採用計画と関連・委託（請負）・派遣などの計画
 - 事業連合、事業連帯、生協間合併の進行計画
- (4) 日本生協連の「2020年に向けた生協の新たな環境政策」に沿い、具体化を図ること。同時に、CO2削減のためにも店舗の営業時間の見直し、定休日の拡大、正月営業の縮小など行うこと。
- (5) 日本生協連が議論を呼びかけている「日本の生協の2020年ビジョン」の1次案、事業連合、単協の中期計画づくりにあたっては労働組合の意見や要望を取り入れること。意見や要望を聞く場を設けること。

5. 憲法と平和・くらしを守る「共同」を

- (1) 核兵器の廃絶、消費税増税反対、TPP参加反対・日本の農業を守れなど、平和とくらしを守るために、労働組合と協力して、生協組合員とも一緒に、学習・論議、署名や共同行動を推進されることを要請します。
- (2) 組合員のくらしの厳しさが増えています。くらしを守るため、労使での共同の運動をすすめられるよう要請します。
- (3) 生協労連は、ディーセント・ワークの実現に向けて全力をあげることを中期的な方針としています。生協と地域から貧困と格差をなくすために、労働組合ともに運動をすすめられるよう要請します。

以上。